

角田市こども計画

令和7年度～令和11年度

概要版

基本理念

こども・若者 どまんなかのやさしい社会を目指して



計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するため、令和5年4月に「こども基本法」を制定し、同年12月には「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として「こどもまんなか社会」を目指しており、市町村はこども基本法に基づき「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされました。

「角田市こども計画」は、これらの国の動向や本市におけるこども・若者、子育て世代を取り巻く課題に対応し、こども施策を総合的かつ強力に推進するため策定しました。

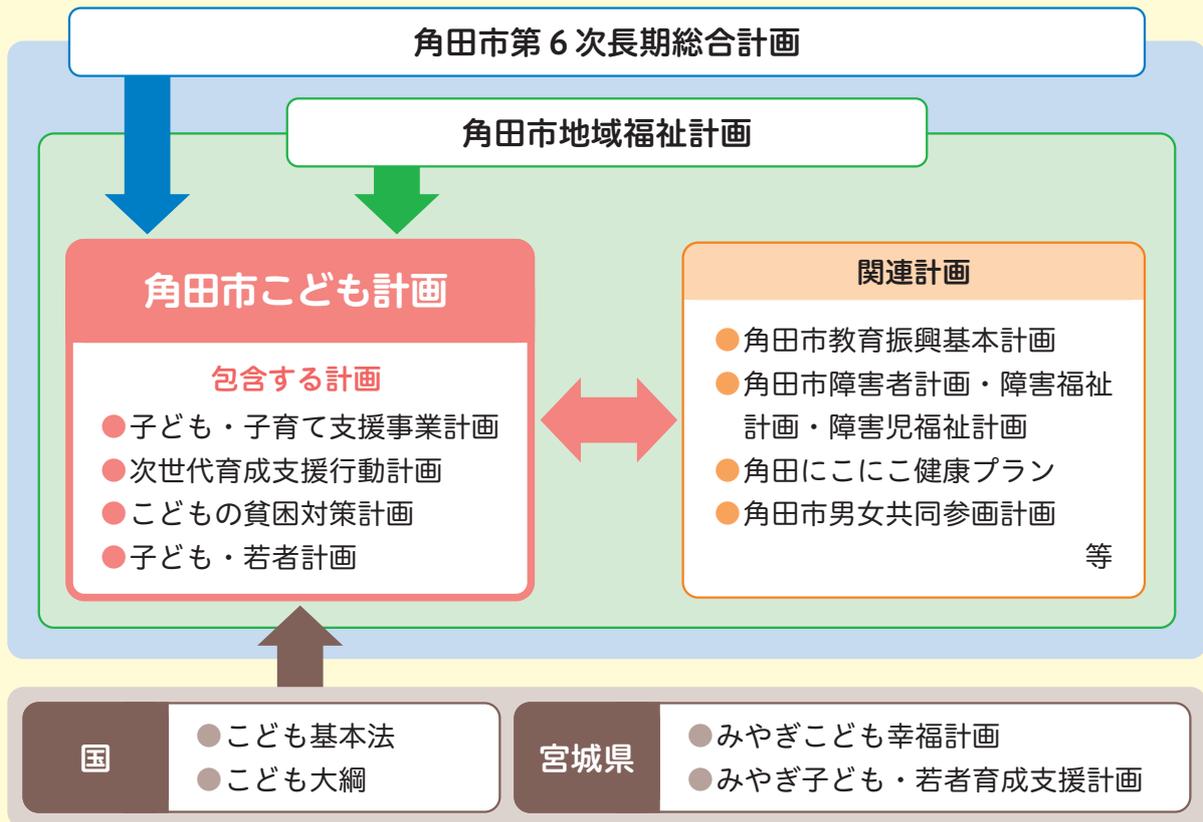
2 計画の位置づけと期間

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、令和6年度をもって計画期間が満了となる「第2期角田市子ども・子育て支援事業計画」の後継である「第3期角田市子ども・子育て支援事業計画」に加え、「市町村こどもの貧困対策計画」及び「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

なお、本計画は市の最上位計画である「長期総合計画」や福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」、教育振興の基本となる「教育振興基本計画」等との整合性を図りながら策定しました。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

■ 計画の位置づけ



3 計画の対象

本計画では、子ども・若者、子育て当事者及び子育て支援に関わる人を対象としています。

子ども・子育てを取り巻く課題

(1) 子ども・若者の権利の保障

- 子ども・若者の社会参画や意見表明の場が十分とはいえない現状を踏まえ、子ども・若者が権利の主体として認識され、家庭や学校、地域等において日常的に意見を言い合える機会を創出することが求められます。また、その主張が尊重される環境を整えることも重要です。
- 児童虐待やいじめ問題については、問題を未然に防ぐことや、相談しやすい環境の整備、発生した際に迅速かつ的確に対応することができる体制づくりが必要です。

(2) 情報発信機能と保健医療体制の強化、経済的支援の実施

- 正確で役立つ子育て情報の発信を行うとともに、「角田市子ども家庭センター『ほっぺ』」を核として、気軽に相談できる身近な相談機関の充実が必要です。また、市の広報紙をはじめ子育て支援アプリや子育て支援サイト等を活用した行政の情報発信機能を強化し、妊産婦や子育て世帯に必要な情報や支援を適切に届けることが必要です。
- 親も子どもも身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための基礎となる心身の健康維持に取り組むため、母子保健事業の充実や医療機関との連携体制の更なる強化を図ることが重要です。
- 法令に基づく支援だけでなく、地域のニーズに応じた市独自の施策を通じて、子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることが必要です。

(3) こども・若者の成育環境の整備

- こどもが心身ともに健やかに成長できる質の高い教育・保育環境を整備することが求められます。
- こどもや若者が安全に安心して過ごせる居場所の提供に努め、包括的な支援体制を強化することが求められます。
- 地域でこどもを育てる意識の醸成や、子育てに関する活動への支援、さらには活動の場の提供が不可欠です。
- 支援が必要なこども・若者を誰一人取り残さず、それぞれのライフステージに応じた支援を本人やその家庭に提供することが重要です。

(4) 家庭の状況に応じた必要な支援の展開

- 生まれ育った環境によってこどもの権利侵害を発生させないように、教育支援や生活支援、保護者の就労支援や経済的支援が求められます。

(5) 若者や子育て世帯の希望をかなえられる地域づくり

- 若い世代が自らの主体的な選択として、結婚やこどもを産み育てることを望んだ場合、その希望に応じて必要な支援を社会が行う必要があります。
- 男性の家事や子育てへの参画をさらに促進するとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てできる環境整備を進める必要があります。結婚・出産後も「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の考え方をさらに浸透させ、男性の育児休業取得率の上昇を推進していくことが重要です。

施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
こども・若者 やさしい社会を目指して どまんなかの	1 こども・若者の権利を守る	(1) こども・若者の権利の周知啓発 (2) 児童虐待防止といじめ防止対策の推進
	2 ライフステージに応じた支援	(1) 情報発信と相談支援体制の充実 (2) 親と子の健やかな成長への支援 (3) 子育て世帯への経済的支援
	3 良好な成育環境の確保	(1) 質の高い幼児教育・保育環境の提供 (2) こども・若者の居場所づくりの推進 (3) 安全・安心を実感できる環境の推進 (4) 地域ぐるみの子育て支援の推進 (5) 支援が必要なこども・若者を支える施策の推進
	4 こども・若者の貧困と格差の解消	(1) 経済的困難を抱える家庭への支援 (2) ひとり親家庭への支援の充実
	5 若い世代の生活基盤の安定	(1) 若い世代の出会い・結婚の支援 (2) ニーズに応じた共働き・共育ての支援

施策の展開

基本目標 1 こども・若者の権利を守る



(1) こども・若者の権利の周知啓発

こども・若者が「どまんなか」の社会を実現するため、広くその重要性について啓発や情報発信を行い、こども・若者を応援し、社会全体で支える気運を高めます。

主な取組み

- こども・若者の権利の周知
- こどもの意見聴取の推進
- 人権教室の実施

(2) 児童虐待防止といじめ防止対策の推進

関係機関と連携し、児童虐待やいじめ等の防止に努め、早期発見・対応を図ることで、こども・若者の心身の健康を守り、権利侵害を発生させない環境を整えます。

主な取組み

- 要保護児童対策地域協議会の運営
- 児童生徒の生活指導
- いじめ防止対策推進法に基づく協議会・委員会の設置

基本目標 2 ライフステージに応じた支援



(1) 情報発信と相談支援体制の充実

子育て世帯が直面する課題が多様化・複雑化する中、ライフステージに応じた情報発信機能の強化や課題に対応するための相談支援体制を整備します。

主な取組み

- こども家庭センター機能の充実
- 子育て情報の発信
- 教育相談体制の整備

(2) 親と子の健やかな成長への支援

こどもの成長を確認できる場を提供し、健康や子育てに関する相談や知識を得られる機会を設けます。また、母子保健サービスを充実させ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うことで、親と子が健やかに成長するための基盤を整えます。

主な取組み

- 母性保健の充実
- 地域医療対策の充実
- こころの健康に関する情報提供



(3) 子育て世帯への経済的支援

こどもを安心して産み育てられる社会の実現に向け、経済的支援の充実が求められています。これを踏まえ、法令に基づいた経済的支援や市独自の負担軽減策等を着実に実施します。

主な取組み

- 子ども医療費助成
- 幼児教育・保育の無償化
- 学校給食費の無償化





基本目標 3

良好な成育環境の確保

(1) 質の高い幼児教育・保育環境の提供

全てのこどもが健やかに育つ環境を整備するため、多様な保育ニーズに対応した幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するとともに、放課後児童クラブの環境整備等を推進し、サービスの質の向上を図ります。

主な取組み

- 保育の必要性の認定を受けた乳幼児の保育
- 放課後児童健全育成の推進
- 病児・病後児保育の実施

(2) こども・若者の居場所づくりの推進

児童センターの機能拡充やこども食堂への支援等、様々なこども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。

主な取組み

- こどもの居場所づくりの推進
- こども食堂運営費補助金交付
- 乳幼児の遊び場の提供

(3) 安全・安心を実感できる環境の推進

こども・若者や子育て世帯が安全に安心して生活できる環境を目指し、防犯対策の充実や犯罪等からこども・若者を守る取組みを推進します。

主な取組み

- 学校生活における安全確保の強化
- 通学路周辺の安全管理の実施
- 各種防犯・防災訓練の実施

(4) 地域ぐるみの子育て支援の推進

こども・若者や子育て世帯が地域との関わりを持ちながら健やかに育つことができるよう、地域における学びや体験の機会の充実を図り、交流を推進します。

主な取組み

- 特色のある学校づくりの推進
- 子育て交流の場づくり
- 子ども図書館の活用

(5) 支援が必要なこども・若者を支える施策の推進

支援が必要なこども・若者が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、いきいきと生活できるよう、それぞれの状況やニーズに応じた多面的な支援を推進します。

主な取組み

- 特別支援教育の充実
- 障害児者タイムケアサービスの充実
- ヤングケアラー支援の強化

基本目標 4

こども・若者の貧困と格差の解消



(1) 経済的困難を抱える家庭への支援

経済的な困難を有するこども・若者が、その家庭の経済状況に関わらず、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし生かせるよう支援を行うことで、安心して育つことのできる環境づくりを推進します。

主な取組み

- 就学援助費支給
- 生活保護制度の活用

(2) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援や就業支援等、その家庭に寄り添った支援を行います。

主な取組み

- 児童扶養手当支給
- 母子・父子家庭医療費助成

基本目標 5

若い世代の生活基盤の安定



(1) 若い世代の出会い・結婚の支援

若い世代の希望をかなえる支援として、独身者の婚姻推進活動支援や結婚に伴う新生活への経済的支援を進めます。

主な取組み

- 婚姻推進活動への支援
- 結婚新生活への支援

(2) ニーズに応じた共働き・共育での支援

夫婦が互いに協力しながら子育てを行う「共働き・共育て」社会を実現するため、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備を推進します。

主な取組み

- 育児休業取得の啓発
- 共働き・共育ての周知啓発



目標達成度を評価する指標

	項目	現状値	目標値
基本目標 1	子育て世帯訪問支援事業の年間利用世帯数	3世帯	17世帯
	自分の考えをはっきり相手に伝えることができる若者の割合	55.1%	70.0%
基本目標 2	オンライン相談をまた利用したいと思う利用者の割合	90.9%	93.0%
	産後ケア事業の年間利用件数	16件	50件
基本目標 3	保育所や幼稚園にかかる出費負担の軽減を希望する就学前保護者の割合	41.7%	30.0%
	子ども食堂の年間実施回数	22回	33回
基本目標 4	学童保育・こどもの遊び場の充実に対する市民の満足度	46.7%	49.0%
	ひとり親家庭への経済的な自立に向けた資格取得費支援の利用者の割合	1.0%	5.0%
基本目標 5	過去1年間に、経済的な理由で家族に十分な食事を用意することができなかった保護者の割合	小学生 15.9% 中学2年生 9.6%	小学生 13.0% 中学2年生 6.0%
	自分たちの結婚が地域に応援されていると感じる夫婦の割合	75.0%	80.0%
基本目標 5	育児休業を取得した保護者の割合	母親 58.1% 父親 6.9%	母親 70.0% 父親 20.0%

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村は「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「量の見込み」（=どのくらいの需要があるか）や「確保方策」（=どのくらい供給するか）を定めることとされています。

本市では、市全体を1区域として設定し、計画期間における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策を定めました。

■教育・保育給付の認定区分

	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保育の必要性がない場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(1) 教育・保育

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号認定	量の見込み	人	180	168	155	145	138
	確保方策	人	180	180	180	180	180
2号認定	量の見込み	人	301	280	259	242	230
	確保方策	人	320	305	289	272	269
3号認定*	量の見込み	人	189	179	176	171	167
	確保方策	人	179	174	174	174	174
こども誰でも通園制度	量の見込み	人	—	2	2	2	3
	確保方策	人	—	2	2	2	3

※3号認定の確保方策の不足について、基準の範囲内で利用定員を超えて受け入れるなど柔軟な対応を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関		1	1	1	1	1
	合計	箇所	3	3	3	3	3
	妊婦等包括相談支援事業型	回	261	255	252	243	243
延長保育事業		人	55	52	49	47	45
放課後児童健全育成事業（学童保育）		人	325	310	297	284	269
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人	6	6	12	12	12
乳児家庭全戸訪問事業		人	91	87	85	84	81
養育支援訪問事業		人	333	316	301	288	274
要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童対策地域協議会代表者会議	回	1	1	1	1	1
	要保護児童対策地域協議会実務者会議		3	3	3	3	3
	要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議		30	30	30	30	30
地域子育て支援拠点事業		延べ人	3,165	3,006	2,956	2,871	2,804
一時預かり事業	幼稚園型（幼稚園の預かり保育）及び2号認定による定期的な利用の合算	延べ人	6,200	5,763	5,325	4,981	4,733
	その他		345	324	308	293	282
病児保育事業（病児・病後児保育事業）		人日	6	6	6	6	6
妊婦健康診査事業		延べ人	1,224	1,195	1,170	1,139	1,139
産後ケア事業		人	17	17	16	16	15
子育て世帯訪問支援事業		人	432	408	387	368	352
親子関係形成支援事業		人					8

量の見込み・確保方策

今後の量の見込みに対応する提供体制の確保を進めつつ、更なるニーズに対応できるよう、事業の充実を図ります。

■ その他の事業の方向性

ファミリー・サポート・センター事業

事業の必要性を踏まえ、実施の可否について検討を行います。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の必要性を踏まえ、実施の可否について検討を行います。

児童育成支援拠点事業

支援を必要とする世帯の増加等、市内の子育て世帯の状況を適時見据えつつ、拠点施設の整備、事業の実施を検討していきます。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の必要性を踏まえ、実施の可否について検討を行います。

角田市こども計画【概要版】

発行：令和7年3月／角田市 子育て支援課
 〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35-1 ウエルパークかくだ内
 TEL：0224-63-0134 FAX：0224-63-3975